平成24年5月21日

公益財団法人
全国里親会

里親だより

第92号

掲載内容

特集 平成23年度の行政の動き＊p.2～
里親ビギナーズQ&A＊p.5
里親家庭・ファミリーホームの現況報告＊p.6～
里親家庭で育った子ども　嶋田翔太さん＊p.8～
私の養育体験　永井健治さん＊p10～
コモンセンス・ペアレンティングの紹介　野口啓示さん＊p.12～
山形県里親会を訪ねて＊p.14～
里親支援機関を訪ねて　家庭養護促進協会神戸事務所（その2）＊p.16～
岩手県における親族里親支援　山田幸恵さん＊p.18～
オーストラリアから被災者に届いた4930羽の鶴＊p.20
大分県が独自に交付する「里親登録証」　谷本幸子さん＊p.21
イギリスの青少年自立支援　津崎哲雄さん＊p.22～
おすすめの映画「少年と自転車」＊p.24

トピックス（平成24年1月～4月）

■厚労省から地方自治体に各種の通知

厚生労働省は3月29日、社会的養護に関する各種の通知を地方自治体に出しました。

里親やファミリーホーム関連では、「里親及びファミリーホーム養育指針」、「里親委託ガイドライン改訂版」、「ファミリーホームに係る児童福祉法施行規則の改正」があります。養育指針とガイドライン改訂版については次ページからの特集で解説をしました。施行規則の改正はファミリーホームは施設ではなく家庭養護であることの確認と言えるものです。

また、4月2日付で「親権者のいない未成年に係る旅券申請手続き」について厚労省から自治体に通知されています。これによると、4月1日に施行された改正児童福祉法等を受け、外務省が定める旅券事務の処理基準が改訂され、親権者や後見人のいない子どもで里親委託されている場合は、①里親等からの事情説明書、②里親決定通知書等の公的資料、③里親等が署名した申請書、によって対応されるとあります。

■全国里親会の平成24年度の事業

3月22日、全国里親会の理事会・評議員会が開催されました。

▶平成24年度の新たな事業としては全国里親委託等推進委員会を設置し、各種の調査を行っていきます。

▶今年度の全国里親大会は10月6・7日、山形県天童市の天童ホテルで開催されます。ブロックごとの研修大会の開催は

・北海道ブロック：9月9日（北海道北見市）
・東北ブロック：10月6・7日（山形県天童市）
　注：全国里親大会と同時開催になります。
・関東ブロック：7月7・8日（埼玉県さいたま市）
・東海・北陸ブロック：6月9・10日（三重県伊賀市）
・近畿ブロック：7月7日（兵庫県神戸市）
・中国ブロック：5月26・27日（島根県浜田市）
・四国ブロック：9月2日（徳島県徳島市）
・九州ブロック：7月28・29日（長崎県長崎市）

▶IFCO大阪世界大会については、実行委員会（委員長　星野崇）を設置して具体化していきますが、概略としては平成25年9月13～16日、大阪国際交流センターで開催する予定です。

▶本紙91号でもお知らせしましたが、今年度から全国里親会の年会費が変更になりました。従来は地域の里親会を団体会員として会員数×1000円。それに加えて個人会員として3000円をお願いしてきましたが、個人会員の加入が少ないことから、団体会費と個人会費をあわせて2000円（地域の里親会会員数×2000円）となりました。地域の里親会に入会しないで全国里親会にのみ入会する場合は年2000円を全国里親会に納入することになります。全国里親会は皆さまからの会費によって運営されていますので、ご協力をお願いします。

■JX奨学助成事業、奨学生決まる

毎年ＪＸ奨学事業が行われていますが、平成23年度は311人（児童養護施設220人、母子生活支援施設44人、里親家庭47人）が奨学生と認定され、入学時にそれぞれ10万円が支給されました。

日本財団 The Nippon Foundation　助成事業　ボートレースファンからの贈り物

特集 里親制度・平成23年度の行政の動き

平成23年度は社会的養護の転換点として、関係者の記憶にいつまでも残る1年となるでしょう。と言うのも、社会的養護の担い手として里親が大きくクローズアップされた1年だったからです。

しかし、具体的に制度の何が変わったと言うわけではありませんので、里親自身にとっても、なかなか理解しにくい動きであるとも言えます。一口で言うなら、里親の意識変革がテーマとなった1年でした。

そこで、行政の動きを紹介しながら、里親に期待されている課題について解説してみたいと思います。

（木ノ内博道）

動きの背景

平成21年度から里親制度の一部が変わったことはまだ記憶に新しいかと思います。養子縁組を希望する登録者も養育里親としてひとくくりにされていたものを、養育里親と養子縁組を希望する里親に切り分け、養育里親には研修が義務づけられて、里親手当も倍増しました。

この狙いは、里親というと養子縁組のイメージが強く、実親からすれば、里親委託をすると「子どもをとられてしまうのではないか」という懸念があり、里親委託が進まない要因でもありました。切り分けには、養子縁組のイメージを払拭して里親を社会的養護の担い手にする意図があったわけです。

この動きと共に、ファミリーホームの制度化、里親支援機関の創設が打ち出されました。里親支援機関の体制をつくるのは時間もかかるので、平成23年度まで猶予期間を設けることになりました。今回の動きには、里親支援の充実も大きな課題となっています。

平成23年度の動き

平成22年12月、念願であった国連の「児童の代替的養護に関する指針」が厚生労働省によって翻訳されました。国連では「子どもの権利に関する条約」の制定20周年を記念して、平成21年12月に、家庭で暮らすことのできない子どもたちのために「児童の代替的養護に関する指針」を策定しましたが、英文であるため、里親の多くはこれを読むことができないでいました。

「児童の代替的養護に関する指針」には、対象となる子どもについて最も望ましいのは実親が養育できるようにすること、それが難しい場合は安定して養育できる養子縁組を行うこと、それも難しい場合には里親委託することなど、望ましい順番が明記されています。また、3歳までの子どもは特に家庭養護が望ましいことが書かれています。今回の東日本大震災のような大規模な災害に当たっての代替的養護の注意点も書かれています。

ちょうど同じ時期、「タイガーマスク」を自称する匿名の人たちが、クリスマスや正月に児童養護施設や児童相談所にランドセルなどを寄付する動きが活発になりました。

タイガーマスクに任せるだけでなく、政府や行政も社会的養護の課題に取り組んでいこうと、平成23年1月に「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」が設置され、改革の動きが始まりました。

東日本大震災のさなかに「里親委託ガイドライン」が策定され、3月末に全国に通知されました。内容については後述しますが、「里親委託優先の原則」がうたわれるなど、社会的養護の担い手として里親が明確に位置づけられ、子どもの委託についても乳児院や児童養護施設より優先して行われるように明記されました。

その後、中長期的に社会的養護はどうあるべきか議論が続けられ、7月には「社会的養護の課題と将来像」がとりまとめられました。10数年後に、社会的養護下におかれた子どもたちの3割を里親及びファミリーホームが担っていき、児童養護施設の小規模化、グループホーム化も課題であると書かれています。

9月からは分野別にワーキングチームが編成され、乳児院や児童養護施設では「第三者による評価」の仕組みづくりなどが議論されていきました。里親とファミリーホームのワーキングチームでは、養育指針を作ることになりました。先の「里親委託ガイドライン」は地方自治体の行政向けにつくられたものですが、「里親及びファミリーホーム養育指針」は直接、里親やファミリーホームの運営者に向けて書かれたものです。

「里親委託ガイドライン」などの趣旨を行政の業務に反映させるべく「児童相談所運営要綱」も改定されて、平成24年3月末に多くの通知が国から地方自治体に向けて出されました。

また、この間に厚生労働省からは、児童相談所は予期しない妊娠についても相談にのることや、要保護児童の18歳以上の措置延長についても必要に応じて検討するよう通知が出ています。

さまざまな動きがありましたが、ここでは「里親委託ガイドライン改訂版」と「里親及びファミリーホーム養育指針」について具体的に内容を見ていくことにします。

なお、これらについて本文をお読みになりたい方は、インターネットで検索をしていただくと容易に入手できますし、全国里親会では近く小冊子をつくる予定です。

「里親委託ガイドライン改訂版」について

まず、通知の鏡には「これは地方自治法の規定に基づく技術的な助言である」と書かれていて、記載された内容を実施するのは地方自治体であることが明記されています。ガイドラインは国のアドバイスなので、地方自治体に予算がない場合などは実施しないこともあります。記載されている内容に取り組んでもらうには地域の里親会が自治体に積極的に働きかけていくことが必要です。

さて、本文を見ていくと、まず「里親委託の意義」が書かれていて、家庭養護が子どもの成長に極めて重要であることが述べられています（里親やファミリーホームの養育は今年度から“家庭養護”に統一し、施設の小規模化などについてを“家庭的養護”と呼ぶようになりました）。次いで「里親委託優先の原則」をあげ、愛着関係の形成、家族のライフサイクルの理解、生活技術の獲得のために優先して里親委託を検討するように、と述べられています。

そのあとに、「里親委託する子ども」について説明されています。保護者の状況、子どもの年齢（新生児から高年齢児）、あるいは施設入所の長い子ども、さらには短期委託の子ども、個別的な支援を必要とする子どもなどの例を挙げて、いずれにも里親委託が可能なことを説明しています。

また、保護者については、里親委託を理解するよう児童相談所の職員は説明を尽くすこと、保護者が行方不明で意向の確認ができない場合でも里親への措置が可能であることなどが述べられています。可能な限り、里親委託を推進していく、その意気込みが伝わってきます。先にも触れましたが、平成21年度に養育里親と養子縁組を希望する里親に切り分けられて、養育里親が社会的養護の担い手であることが、保護者への説明の際に重要になってくるのです。

里親への委託については里親の種類ごとに説明されています。たとえば親族里親に委託する場合、監護している者が死亡、行方不明、拘禁以外でも、疾病による入院、精神疾患で養育できない場合も含まれるとしています。

特別養子縁組を前提とした新生児の委託についても、実親の妊娠中から里親への委託まで切れ目のない支援をすることなどが丁寧に書かれています。

18歳以上の措置延長については、大学や専門学校への進学、就職をしたが生活が不安定、障害や疾病を理由に進路が決まらない、などの場合で継続的な養育が必要な子どもについては、措置延長ができるとしています。

今年3月に出た改訂版では、里親家庭への支援が具体的に述べられ、たとえば里親家庭への訪問については委託直後の２ヵ月間は２週に１回程度、委託の2年後までは毎月ないし２ヵ月に１回程度、その後はおおむね年２回程度訪問する、と訪問回数まで記述されています。

里親支援機関としては里親会が最初に書かれており、里親会は単なる親睦団体ではなく公益的な団体であり、里親は里親会の活動に必ず参加するものとする、となっています。また、都道府県（指定市）は里親会に里親の委託状況など基本情報を提供し、参加勧奨を行うことが必要とも述べられています。里親会の役員の活動についても、「子どもの最善の

利益のために、多様な考え方や事情を持つ里親相互のまとまりを良く保ち、里親の相互交流を通じた養育力の向上を図る」と書かれています。

なお、里親家庭を訪問する里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）の資格要件には子どもの養育に５年以上従事した里親も含まれることになっています。

また、これまでレスパイト・ケアについては年7日以内と定められていましたが、改訂版では「個々のケースに応じて必要と認められる日数の利用ができる」となっています。

「里親及びファミリーホーム養育指針」について

この養育指針は第１部の総論、第２部の各論からなっています。

第１部では「目的」「社会的養護の基本理念と原理」「里親・ファミリーホームの役割と理念」「対象児童」「家庭養護のあり方の基本」「里親等の支援」といった基本的なことが述べられ、第２部では「養育・支援」「自立支援計画と記録」「権利擁護」「関係機関・地域との連携」「養育技術の向上等」といった具体的なことが述べられています。

第１部、「目的」の項では、養育指針作成の目的が述べられていますが、同時に「社会的養護には社会と国民の理解と支援が不可欠である」とも書かれています。

その上で、社会的養護の基本理念は、児童福祉法第１条、児童憲章、子どもの権利に関する条約第３条を紹介しながら「子どもの最善の利益」であると述べています。

社会的養護の原理としては、子どもの個別性が考慮されて、“あたりまえの生活”を保障していくことが大切で、地域から切り離したり大規模な施設のなかで養育されるべきでないとしています。また年齢に応じた心身の発達を保障し、とくに乳幼児期には、愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要であるとも述べられています。

また、通常の養育だけでなく、被虐待体験や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした養育支援も必要であること。

さらには「親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく包括的な取り組み」であると書かれていて、必ずしも里親が親代わりの養育をすることではないとも述べられています。

養育のポイントとして、「特定の養育者による一貫性のある養育が望まれる」とあり、継続的な養育・支援の重要なことも述べられており、養育される子どもが今度は養育する側に回っていくという、ライフサイクルを見通した養育の重要さにも触れています。

里親やファミリーホームの役割と理念については、改めて家庭養護とは何かについて「養育者の家庭に迎え入れて養育する」ものであると説いています。そして、里親養育は家庭内で単独に行うものではなく、養育責任を社会的に共有して成り立つものであるとも述べています。

家庭養護のあり方の基本については、５つの要件があげられています。①一貫かつ継続した特定の養育者の確保、②特定の養育者との生活基盤の共有、③同居する人たちとの生活の共有、④生活の柔軟性、⑤地域社会に存在。何気ない家庭での生活や養育が、実は子どもにとってかけがえのないことであると知らされます。

家庭養育が「私的な場で行われる社会的かつ公的な養育である」ことが繰り返し述べられて、子どもの自己決定を支援することや、養育者がＳＯＳを出せるのは養育者として力量の一部であることが述べられています。

家庭養育の強さや弱さを自覚することなどに触れながら、措置解除後においても心のよりどころなり、実家のようであってほしいとも述べられています。

第２部各論においては、養育の開始の注意点、中途養育には赤ちゃん返りなどがあること、子どもの「姓」や「名前」の尊重、里父や里母の呼ばせ方、近隣に子どもを迎え入れたことをどう伝えるか、などが具体的に触れられています。子どもの自己形成について、真実告知や小学校で行われる「生い立ちについての授業」のこと、ライフストーリーワークなどについて。また、子どもの実親についての認識の仕方、実親との会わせ方の留意点、実子を含む家族の協力と理解などが述べられています。

後半では、子どもの自立支援計画を児童相談所とともに作成すること、養育にあたっては記録をとることの重要性、子どもの権利擁護についての配慮、体罰の禁止などが書かれてあります。

里親ビギナーズQ&A ③

里親制度に関心はあるが具体的なことが分からず、「里親になるのを躊躇している」、「里親認定にはなったものの養育に自信がもてない」などの声を耳にします。

児童相談所や里親支援機関に連絡をとって、地域の里親会につながることができると、具体的な養育体験の話などを聞くことができるでしょう。

ここでは、里親になったばかりの人たちの疑問に答えていきます。（木ノ内博道）

里親制度は国の制度なのに、地域によって運用が違うのはなぜなのですか？

Q 他県に里親登録をしている友人がいます。電話で話す機会が多いのですが、乳児については積極的に委託をしていて、新生児の委託もしているようなのですが、18歳以上の措置延長にはまったく取り組んでいないようです。反対に、私の住む県では乳児の委託は少なく、措置延長には比較的取り組んでくれているようです。里親制度は国が定めているわけですから、全国共通に取り組んでいただきたいと思うのですが、無理なのでしょうか。

A 里親制度は児童福祉法によって定められた制度ですが、具体的な運用については都道府県や指定都市に任されています。運用にかかる予算についても国が半分、地方自治体が半分を負担するという形が少なくありません。地方自治体が半分の予算を負担しないと国の予算も利用できないわけです。

国（厚生労働省）は里親制度の運用にあたってこのようにしてほしいと、たとえば「里親委託ガイドライン」などを地方自治体に提供していますが、これらはあくまでもアドバイスであって、強制するものではありません。最近は地方自治体の財政も緊縮気味ですから、なかなか児童福祉の領域まで予算もまわってきません。里親になった皆さんが里親会に入って、ご自分の県でも他県が導入している制度を運用してほしいなど声をあげていく必要があります。

乳児の積極的な里親委託、専門里親や親族里親の活用、自立が十分にできない子どもの措置延長など、地域によって運用が異なっていますので、ぜひ里親会を通じて都道府県、指定都市に要望をしていってほしいものです。それは、里親のためだけでなく、社会的養護を必要とする子どもたちのためにも大事なことだと思います。

養子縁組を希望する里親なのですが、里親会から入会を断られました。どうしたらいいでしょうか？

Q 養子縁組を希望し、里親になりました。委託される子どもの養育についてはなにかと心配なので、里親会に入って、さまざまな里親さんと交流し、勉強もしていきたいと思っています。ところが、地元の里親会に問い合わせると、会員は養育里親が対象で、養子縁組を希望する里親は里親会に入れないと聞きました。どうして養子縁組を希望する里親は里親会に入れないのですか。少なくとも養子縁組をするまでは里親なのですから、排除しないでほしいと思います。

A 地方自治体ごとに里親会がありますが、対象とする里親、活動の内容は実にさまざまです。

多くの里親会は委託、未委託にかかわらず養育里親、養子縁組を希望する里親を対象にしていますが、なかには養子縁組を希望する里親を対象としていない里親会もあります。そうした場合、養子縁組者のための会があるところもあります。また、養育里親として子どもを委託されている間だけ会員とする里親会もあります。ご指摘のように、養子縁組が成立するまでは里親ですし、養子縁組が成立しても、養育を中途から始めるという意味では里親と変わりません。交流していくことは大切なことと思います。

また、里親会のなかで親族里親を対象にしているところはまだ少ないのではないでしょうか。改訂された「里親委託ガイドライン」では養子縁組を希望する里親の支援、養子縁組後の支援も必要であることが書かれています。里親会も変わっていく必要を感じます。

※このコーナーでは里親からの疑問や質問を受けつけています。

里親家庭・ファミリーホームの現況報告

福祉行政報告例から平成23年3月末現在の里親家庭の現況をお知らせします。なお、平成22年3月末のデータについては「里親だより」第88号を参照してください。（木ノ内博道）

全体の動き

今回のデータには原発事故に見舞われた福島県のデータが入っていません。そのため前年度との比較には多少無理があるかも知れません。

登録里親の全数は7504世帯で前年度より324世帯（4.5%）増えています。

里親の種類別では、養育里親が2.7%の増、専門里親が3.8%増、親族里親が7.0%増。これに比べて、養子縁組希望里親は22.7%も伸びています。平成21年度の里親制度改正で養育里親と養子縁組を希望する里親が切り分けられましたが、判断を迷っていた里親の多くが養子縁組希望里親に移行したものと考えられます。

委託里親の全数は2922世帯（前年比3.0%増）で、あまり伸びませんでした。種類別では養育里親への委託が12.2%の増。専門里親への委託は15.0%の増。これに比べて親族里親への委託（5.0%増）、養子縁組希望里親への委託（6.7%増）はあまり増えていません。委託児童の全数は3816人で前年度と比べるとわずかにマイナスです。養育里親に委託されている子どもが6.9%減で、増えたのは専門里親に委託されている子ども（21.4%増）と養子縁組希望里親に委託された子ども（10.1%増）、親族里親に委託された子ども（4.3%増）です。

地域の動き

登録里親数が最も多いのは東京都で613世帯。次いで北海道（436世帯）、埼玉県（333世帯）、千葉県（289世帯）と続きます。委託里親数では東京都の298世帯が最も多く、次いで北海道（218世帯）、千葉県（137世帯）、埼玉県（118世帯）と続きます。

専門里親の登録では最も多いのが北海道（50世帯）、沖縄県（24世帯）で、登録のない地域が5か所（愛媛県、佐賀県、新潟市、堺市、横須賀市）あり、専門里親への委託がゼロのエリアは15か所もあります。

親族里親については、登録数が最も多いのが福岡県（24世帯）。次いで千葉県、新潟県、三重県が同数で18世帯。親族里親の登録のないエリアが5か所ありました。

親族里親が養育している子どもについては、最も多いのが福岡県で37人、次いで三重県（32人）、新潟県（31人）、千葉県（27人）と続きます。

余談になりますが、地域の里親会で親族里親を会員の対象にしていないところが多くあります。福岡県の場合には養育里親の養育している子どもが61人ですから、親族里親の子ども（37人）が半数を超えています。新潟県の場合は親族里親が養育している子ども31人に比べて養育里親に委託されている子どもも31人で同数。三重県の場合には親族里親の養育している子ども32人に比べて養育里親が受託している子どもは29人と逆転しています。今後も、養育里親よりも親族里親が増える傾向にありますから、親族里親を排除しないような里親会の取り組みが必要になるでしょう。

なお右の表には掲載していませんが、委託児童の年齢別一覧で0歳児の委託を見ると、最も多いのが北海道で14人、次いで大分県（12人）、愛知県（10人）となっています。

ファミリーホーム

平成23年3月末のファミリーホームの数は全国で113世帯。年度末委託人員は497人。ファミリーホームの最も多い地域は東京都の10世帯。次いで大分県（9）沖縄県（8）、北海道・横浜市（7）となっています。

新規委託、委託解除など

平成22年度中に里親に委託された子ども1413人のうち、児童養護施設から委託された子どもは513人（36.3%）、家族からの委託は735人（52.0%）です。

解除あるいは措置変更になった子どもは総数が937人。保護の必要がなくなって帰宅した子どもが423人（45.1%）。養子縁組した子どもが229人（24.4%）、満年齢が93人（9.9%）。

措置変更が行われた子どもは441人で、うち児童福祉施設に入所したのが123人（27.9%）。他の里親に委託された子どもが148人（33.6%）となっています。

平成22年度中にファミリーホームに委託された子どもは414人。ファミリーホームから解除あるいは措置変更になった子どもは74人となっています。

●福祉行政報告例（平成23年3月末現在）

	登録里親数					委託里親数					委託児童数				
		養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組希望里親		養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組希望里親		養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組希望里親
全　国	7504	5978	569	366	1781	2922	2324	153	358	190	3816	2940	170	531	175
北海道	436	401	50	12	23	218	207	7	12	2	290	264	8	16	2
青森県	108	85	18	6	18	43	32	4	6	3	52	39	4	7	2
岩手県	124	95	7	5	61	31	20	1	5	6	37	25	1	6	5
宮城県	84	61	4	8	15	36	26	-	7	3	43	30	-	10	3
秋田県	62	36	3	2	24	21	20	2	2	3	22	16	2	1	3
山形県	71	60	6	3	29	14	10	1	3	1	17	11	1	4	1
福島県	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
茨城県	162	134	8	2	24	67	61	4	2	1	82	74	3	3	2
栃木県	193	174	13	16	5	77	60	2	16	-	91	69	2	20	-
群馬県	128	111	5	4	10	38	33	1	4	-	44	38	1	5	-
埼玉県	333	315	20	5	190	118	110	4	5	1	139	128	4	5	2
千葉県	289	247	13	18	100	137	113	6	17	21	163	125	2	27	9
東京都	613	445	18	1	149	298	268	1	1	28	395	365	1	1	28
神奈川県	166	165	19	1	-	58	54	3	1	-	63	59	3	1	-
新潟県	162	103	7	18	78	54	29	7	18	9	71	31	9	31	-
富山県	63	56	4	1	30	12	10	-	1	1	13	11	-	1	1
石川県	40	27	3	4	9	16	12	1	4	-	19	12	1	6	-
福井県	48	30	3	8	16	17	6	1	8	2	21	6	1	12	2
山梨県	121	92	5	15	9	58	40	2	15	1	76	52	3	20	1
長野県	161	108	7	9	70	42	33	4	9	9	53	27	4	14	8
岐阜県	121	75	9	6	46	31	19	-	6	6	34	21	-	8	5
静岡県	205	187	4	9	55	67	52	2	8	7	93	69	5	16	3
愛知県	248	241	21	1	107	76	66	8	1	8	129	104	14	2	9
三重県	168	114	15	18	21	56	32	6	18	-	68	29	7	32	-
滋賀県	138	117	13	7	23	45	30	1	7	8	71	49	1	13	8
京都府	57	38	2	5	14	12	6	-	5	1	20	9	-	10	1
大阪府	133	75	7	12	51	46	22	3	12	10	55	27	3	15	10
兵庫県	227	195	19	2	15	81	74	8	2	1	82	69	10	3	-
奈良県	106	55	3	5	46	26	17	2	5	2	29	20	1	8	-
和歌山県	69	61	8	3	4	24	21	1	3	-	26	22	-	3	1
鳥取県	58	49	10	4	5	22	16	3	4	-	33	25	3	5	-
島根県	75	65	9	6	10	24	17	3	6	1	34	22	3	8	1
岡山県	46	43	7	1	2	14	11	1	1	1	16	14	1	1	-
広島県	95	85	4	3	9	33	29	-	3	1	37	32	-	5	-
山口県	126	110	21	11	3	38	21	7	10	-	56	30	10	14	2
徳島県	35	21	7	6	8	20	13	1	6	1	27	17	1	8	1
香川県	49	35	4	3	11	18	13	2	3	-	25	20	2	3	-
愛媛県	59	45	-	1	27	13	10	-	1	2	21	16	-	3	2
高知県	29	25	2	-	10	12	11	-	-	1	21	19	-	-	2
福岡県	114	76	4	24	14	64	39	1	23	2	102	61	1	37	3
佐賀県	53	30	-	6	29	19	12	-	6	1	25	15	-	9	1
長崎県	67	38	5	6	31	22	12	2	6	2	30	14	2	12	2
熊本県	62	54	12	1	7	25	22	1	1	1	31	27	1	2	1
大分県	115	105	18	1	33	66	54	4	1	7	90	78	4	1	7
宮崎県	95	91	10	4	5	39	33	3	3	-	54	47	4	3	-
鹿児島県	64	46	9	5	34	32	21	3	5	3	42	27	3	8	4
沖縄県	132	110	24	9	13	71	60	3	9	-	108	86	3	19	-
指定都市（別掲）															
札幌市	159	128	14	5	26	73	60	5	5	6	99	76	7	5	11
仙台市	52	35	7	1	16	25	22	-	1	2	28	23	-	2	3
さいたま市	84	84	10	-	2	37	31	4	-	2	42	38	3	-	1
千葉市	47	36	5	2	9	18	13	3	2	-	20	15	3	2	-
横浜市	120	92	1	3	25	37	30	-	3	4	45	38	-	3	4
川崎市	90	85	9	4	-	45	38	3	4	-	58	48	3	7	-
相模原市	30	30	2	-	-	15	15	-	-	-	20	20	-	-	-
新潟市	65	38	-	3	24	23	20	-	3	-	27	24	-	3	-
静岡市	70	63	6	2	5	30	26	3	2	-	33	28	3	2	-
浜松市	50	44	3	-	6	15	15	2	-	-	15	13	2	-	-
名古屋市	87	35	2	3	49	27	14	-	3	10	29	17	-	3	9
京都市	89	36	6	10	37	21	7	3	10	1	25	9	4	11	1
大阪市	93	49	3	8	33	44	29	2	8	5	79	51	3	15	10
堺市	22	14	-	4	4	7	2	-	4	1	11	3	-	6	2
神戸市	39	32	6	2	5	11	8	1	2	-	23	20	1	2	-
岡山市	34	31	7	-	3	13	12	2	-	-	14	10	4	-	-
広島市	44	38	1	3	3	23	20	1	1	1	28	23	3	2	-
北九州市	68	55	6	8	20	25	17	2	8	-	40	25	2	13	-
福岡市	85	69	11	7	12	46	38	1	7	-	78	65	1	11	1
中核市（別掲）															
横須賀市	18	17	-	1	-	6	5	-	1	-	11	10	-	1	-
金沢市	16	9	4	2	5	5	3	3	2	-	11	7	-	4	-
熊本市	32	27	6	1	4	25	22	2	1	1	30	26	2	1	1

里子であることを肯定し、前向きに生きる

嶋田 翔太さん（北海道大学４年）

里子になった経緯

僕は、どこで生まれたかははっきり覚えていませんが、父・母・姉がいました。しかし、父は僕が２歳のときに、母は僕が７歳（小１）のときに、２人ともがんで亡くなりました。母の死後、僕は児童福祉総合センターの一時保護所に預けられ、その冬に今の里親である加藤さんの家に預けられました。当時、その家には７歳の女の子と２歳の男の子が預けられていました。その２人とは今も、妹、弟として仲良く接しています。

大学１年の夏に１人暮らしを始め、自立しました。今は、学費も生活費もすべて自己負担です。塾講師のアルバイトをしながら奨学金をもらい、学費の半額免除も受けながら、生活しています。

今後の目標・夢

僕の夢は、医者になって１人でも多くの病気で苦しむ人を助けることです。

なぜ医者かというと、やはり両親を病気で亡くしているので、同じように苦しんでいる人を助けたい、そして家族を失う悲しみを少しでも減らしたいと思うからです。また、数多くある仕事の中でもっとも必要とされているのが医療職だと思うし、僕は常に「誰かに必要とされたい」と思っているので、医療職の道を選びました。

僕は、北海道大学医学部保健学科の検査技術科学専攻に所属して、医療の勉強をしています。少し学力が足りなくて医学科には入れなかったのです。

この学科を卒業すると、臨床検査技師国家試験の受験資格が得られます。臨床検査技師とはその名の通り、たとえば尿検査や血液検査をして医者の判断材料となる値を出したり、病理組織の標本を作るのが仕事です。

しかし、僕はもともと人と関わるのが好きで（だから塾講師のアルバイトを続けているわけですが）、また、あくまでも自分の夢は「医者」だったので、臨床検査技師として仕事をしていくより、自分の夢を叶えて、もっとたくさんの人と関われる医者になりたい。そういう思いが強いです。なので、今の目標は、当分は臨床検査技師の国家資格を取ること、そのあとは医学科を受験（または編入）して、医者への道に進みたいと思っています。

里子として思うこと

まず、こんな自分を大学まで進学させてくれた里親にはとても感謝しています。そして、尊敬もしています。それは、里親からみたら、あくまで自分は血のつながりのない他人であるし、そんな他人の自分を苦労してまで学校に行かせてくれたり、必要なものを買ってくれたりする義務なんてないはずなのに、よく面倒を見てくれたからです。

最近になって思うようになりました、「家族に血のつながりは関係ない」と。

里親はわが子のように接してくれるし、僕も本

当の両親のように信頼しています。血のつながりはなくても家族の一員となることができていて、とてもうれしいです。18歳で自立した後も関わりを持ってくれる里親は、僕の中では家族です。

しかし、そこに甘えてばかりいてもいけないと思うのです。いくら家族のように接してくれているとはいえ、他人は他人。いつまでも保護してもらうのではなく、常に「自分は自立して生きていかなければいけない」という気持ちを持って生活することも必要だと思いました。

また、自分が里子であることをほかの里子の皆さんはどう感じているのでしょうか。

僕は小さい頃は、他の家族とは違うことがとても恥ずかしいと思っていました。小・中学校のときは里親の名字を名乗っていたので、自分の名字が２つあることを周りに知られたくなかったし、両親が本当はいない、里親に預けられているということも知られたくありませんでした。ほかの人と違うことで、いじめられたり、変な眼で見られるのが怖かったからです。

ただ、高校生になって、考えが変わりました。隠し続けるのではなく、堂々としていようと思うようになりました。変に隠していることで、他人もそれをつつくのを喜ぶかもしれません。ならば、堂々としようと決めました。あえて自分が里子だと言いふらすわけではないですが、友人には里子であることを話すようになりました。すると、意外にも、友達は里子かそうでないかは大して気にせず、関わってくれるのに驚きました。里子であることを気にしすぎないことが大事だと知りました。

さらに、僕は前向きに物事を考えるのが好きなので、里子であることは他の周りが経験していないことだから、「自分は周りよりすごいんだ」と考えるようにしました。両親がいないのも、他の人はあまり経験していないことで、その経験は他の人よりも将来に活かせるはずだ、と考えました。里子であることは悪いことではない。他人と違ってかっこいいんじゃない？　とプラス思考で考えています。

里親に求めたいこと

今、里親の数は少しずつ増えてきているという話を聞きます。施設で育ち、将来の可能性が小さくなる子どもが少しでも減るのは、同じ里子としてもうれしいです。しかし、里親のもとに里子が来たときに考えてほしいことがいくつかあります。

ひとつめは、「里子である」という自覚を持たせるとともに、それは決して恥ずかしいことではないと理解させることです。僕の場合は、自分でそう答えを出しましたが(もともと楽観的な性格だからかもしれませんが)、やはり里子であることを恥ずかしがる子も多いと思います。でも、里子であることを肯定して、もっと前向きにさせることで、里子の生活がプラスの方向に向くのではないかと思います。

ふたつめは、一緒にじっくり夢を探してほしいということです。里子のなかにはいままでの環境が悪かったため、勉強が苦手な子もいるでしょう。でも、きっとみんなが何らかの夢を持っている、または、これから見つけていくはずです。なので、夢の可能性を広げるためにも勉強ができる環境を、そして、自分は何になりたいのか、自分のどこがその仕事に向くのかを一緒に考えたうえで、将来を決めさせてほしいと思います。

少しでも多くの里子が活躍できるような社会になってほしい。そして、僕も社会で活躍できるよう頑張っていきたいと思います。

私の養育体験

永井 健治さん（ファミリーホーム 永井さん家）

▲ 永井健治さんとのり子さん

子どもと闘わない“平和な子育て”を

私と妻は2000年に里親登録をし、2002年に茨城県の里親型グループホームに、2010年からファミリーホームになりました。これまで延べ21人の子どもたちと一緒に生活してきました。

人類の歴史と人間の発達は同じ？

私には3年間の施設職員経験があります。施設職員のときは、子どもを叩くだけでなく、子どもたちの前で他の職員とケンカになり、殴り倒したこともありました。これらのことは、私の中で大きな傷となって残っています。

その後、私立幼稚園に移り、12年勤務しました。そこで私は大きく変化しました。この幼稚園では障害のある子どもたちを受け入れる統合保育、異なる年齢の子たちが一緒に過ごす縦割り保育、のびのび遊ばせる自由保育を実践していました。クラスには３～５歳の子どもたちがいて、担任は２人。職員時代のように、大人の考えを押し付けていては、幼児たちはまとまりません。障害のある子どもがクラスに３～４人いたときは、門の外に出てしまって大変でした。

このクラスを、発達の違いを認め合う集団にしていくにはどうしたらいいのか？　試行錯誤する日々が続きました。参考になりそうな本もたくさん読みました。そんなときに出会ったのが、当時の発達心理学試論です。その中で「人類の歴史と人間の発達は同じである」という考え方が参考になりました。

たとえば、人間が二足歩行と言語を獲得していった経緯は、乳幼児期にあてはまります。就学前の子どもたちは草や木の実、虫などの採集が大好きです。採集生活の後、人間は定住して稲作や家畜を飼育する時代に入ります。子どもも小学生になると、ペットに興味を持って育てたがります。ならば、反抗期は争い奪い合った戦国時代のようなものでしょうか。

いま、どんな時代をつくっていくのかが問われていると思います。よく「子育てとは闘いである」と聞きます。でも、私は「平和の構築を！」という仮説を立てています。平和とは、思想や行動の違いを認め合い、一緒に生活を創っていくこと、お互いに自由になっていくことです。里親として活動するなかで、やっと「平和が大事だ」という結論を得たのです。

良いことも悪いことも認め合って

里親家庭では、まず成育歴の違う男女が夫婦になって、そこに成育歴の違う子が入って、家族になっていきます。家庭では自由な考えを認め合い、一緒に生活を創っていくべきだと思いつつも、自分勝手になって闘いが始まります。特に基本的な生活習慣が確立していない子どもとは、トラブルが多くなります。里親はイライラして、「ああしなさい、こうしなさい！」と命令し、子どもが言うことを聞かないと爆発します。

永井さん家にはいま、５人の子どもたち（男子３人、女子２人）がいます。上は中学校３年生、いちばん下でも小学校６年生ですので、みな思春期真っ盛り。反抗期の気配を見せ始めています。

永井さん家では「自分が考えていること、思っていることは素直に出そうね」がモットーです。子どもたちが自分の気持ちをうまく言えるようになるまでは、里父である私の“指導”が入ります。

たとえば、こんな具合です。

子「おやつを食べていいですか？」
私「だめ」
子「なんで、だめなの？」
私「聞いたから、だめ」（心の声：おやつを食べた

ければ、「食べたい」と言いなさい）

子どもに自己表現させるために「だめ」と言うなんて、ひどい里父です。

また、永井さん家には、「夕方５時から夕食までの間と、夜９時過ぎはおやつを食べない」という約束があります。これを破るのは、９時過ぎに看護師の仕事から帰ってくる里母でした。たまには、約束を破ることがあってもいいですよね。「良いことも悪いことも認めていく」です。なお、ボケ始めてきた里父のために、里母は今年３月に退職し、いまは一緒にファミリーホームをしています。

そういう私たち夫婦を見ているので、最近の子どもたちは私に「だめ」と言われても引っ込みません。「食べるもん」と言い返します。自分で考えて行動する意思が出てきたのです。

子どもたちの自主性を引き出して

永井さん家の子どもたちはみな、片付けが苦手です。散らかった子ども部屋を見て、私は「どんどんおとうさんに似てきたね。困ったなあ」と言います。すると、「だって、親子だもん！」と返ってくるので、「そうね！親子になってきて良かったね。おとうさん、うれしいな」とこたえます。

子どもたちは自分が何をしなければならないか、本当はわかっているのです。だから、部屋が汚くなったら、「きれいにしようね」という見通しをつけるだけで、子どもたち自身で行動を始めます。里親が「掃除しなさい、片付けなさい」と言い出すと、“闘い”になってしまいます。闘いは、勝負がつくまで終わりません。良いことも悪いことも認めてあげれば、子どもたちは自分なりに行動を開始します（その結果、部屋がきれいになるかどうかは別ですが……）。

問題なのは、毎日の積み重ねができない子です。私は「昨日もおとといも同じことを言っているのに、なんで今日もできないの？　なんで、なんで、できないの？」と思い、その子を責めてしまいました。怒りが抑えられなくなって手が出そうになり、タバコを吸いに庭に出ました。「あっ！　これが虐待の始まり。私にも虐待する可能性があるんだ」と痛感しました。

児童相談所と話し合って、子どもの能力検査をしたところ、ＩＱが60台であることがわかりました。特別支援学級への通級を始めるとともに、私の関わり方も変化しました。

笑顔をつくるには力がいる

私の仮説「平和の構築を！」は、自由な心で相手の良いところも悪いところも認め合うことです。それが、子どもも里親も幸せになるために必要だとわかっていても、まだまだ関わりの難しさにぶつかっています。原因のひとつは私の認知力、感性の低下です。以前は「おかしい」と感じる前に、心臓がバクバクして信号を送ってくれたのに、それが減ってきました。でも、「年寄りになっても、それなりのポジションがあるのでは？」と、もがいています。

「頑張ります」と言いたいところですが、東日本大震災後の「ガンバレ日本、ガンバレ東北」の「ガンバレ」が大嫌いな私です。マラソン大会の前、子どもの一人が「頑張ってくっから」と言うので、私は「頑張らないでね。頑張らなくていいから、休まないで走っておいで」と言いました。やったことをそのまま認めてあげると、子どもは次への意欲を示します。

ある子どもが「なんで頑張っちゃいけないの？」と質問してきました。私は「おとうさんね、頑張ろうとすると胸がキュッと苦しくなるの。○○くん、なったことない？」と聞きました。「ある、ある」と言うので、「頑張るよりも楽しくやってほしいな」と話しました。全国の里親の仲間で、精神的な病気になっている方もいると聞いています。頑張らないで、楽しく、笑顔でやっていきませんか？

茨城県の里親会でこう話したとき、「永井さん自身の笑顔が少ないんじゃない？」と言ってくれた仲間がいました。私の生い立ちの中で笑う場面が少なかったのが原因なのは、わかっています。しかし、笑顔の少ない私でも里親をやっています。私は、子どもたちが永井さん家の生活の中で、すてきな笑顔を見せてくれるのに助けられています。

３月、春の選抜高校野球の開会式で石巻工業高校の主将がこんな選手宣誓をしていました。

「人は誰でも、答えのない悲しみを受け入れることは苦しくてつらいことです。しかし、日本がひとつになり、この苦難を乗り越えることができれば、その先に必ず大きな幸せが待っていると信じています。だからこそ、日本中に届けます。感動、勇気、そして笑顔を」

笑顔をつくるには、力がいります。子育てとは、子どもとの闘いではなくて、自分との闘いだと思います。私の課題は、子どもがどんなことをしてもすぐに怒らず、笑顔で「そうなの、そうだったの」と言える自分になることです。

養育者がイライラしないで子育てできる「コモンセンス・ペアレンティング」を紹介します

野口 啓示さん（神戸少年の町施設長）

▲野口啓示さんと婦美子さん（撮影：外賀嘉起）

今回、コモンセンス・ペアレンティング（Common Sense Parenting: 以下CSP）の紹介ができることをうれしく思います。CSPとは、米国最大の児童福祉施設である「ボーイズタウン」でつくられたペアレント・トレーニングです。ペアレント・トレーニングとは「親訓練」とも訳されるもので、子どもをしつけるスキルを具体的に教えるものです。

子どもとの関係性をよいものに

筆者が1999年に日本に紹介し、現在は日本の子育て事情に合わせてアレンジを加えた「神戸少年の町版CSP」があります。

CSPは米国の「ボーイズタウン」が行ってきた実践を家庭でも使えるようにパッケージ化したものです。児童虐待の防止・予防を目的に作られたものですが、元が児童福祉施設での養護実践から生まれたものなので、児童養護施設のような児童福祉施設や里親といった社会的養護での有効性が知られるようになってきました。

社会的養護の一番の特徴は、私たちが中途養育者であるということです。子どもたちの養育を途中から引き受けますので、実の親子なら当然ある継続した関係性がないところから、子どもたちの養育を始めなければなりません。ここで重要となるのが、子どもと養育者との関係性です。

CSPでは、養育者と子どもとのコミュニケーションに注目し、子どもとの関係性にグッドサイクル（よい循環）を実現させるように子どもをしつける方法を教えます。

子どもとの関係：バッドサイクルからグッドサイクルへ

子どもの成長に悪い影響を与えたくてしつけをする養育者はいません。でも、結果的に子どもに悪い影響を与えてしまうことがあります。

これは、子どもとの関係においてバッドサイクル（悪い循環）に陥ってしまったのです。子どもとの関係が一度バッドサイクルに入ってしまうと、そこから抜け出すのは難しくなります。それは、親と子のコミュニケーションが難しくなってしまうので、子どもに愛情が伝わりにくくなり、親子関係が悪くなってしまうからです。

子どもとのコミュニケーションが悪くなると、親の言うことがうまく子どもに伝わりにくくなります。そうなると、子どもは親が何を求めているのかが分からなくなり、その結果、子どもの問題行動は増加してしまいます。しかも、この状況は養育者の苛立ちを強めてしまうので、イライラから暴力的なしつけ（怒鳴る・叩く・無視する等）を使ってしまいやすくなります。暴力的なしつけは、子どもとの関係にダメージを与えてしまいます。そして、このダメージが子どもとのコミュニケーション不良をますます深刻化させていく、というふうにバッドサイクルが強められてしまうのです。

バッドサイクルに陥ると、養育者は子どもを「かわいい」と思うのが難しくなるようです。また、子どもは養育者のことを怖い存在だと感じるようになります。この関係性が子どもに与えてしまうのは、「自分はだめな子だ」という劣等感です。

グッドサイクルの実現

CSPでは、この子どもとの関係のバッドサイクルからうまく抜け出し、グッドサイクルを実現できるよう支援します。養育者自身が子どもとうまくコミュニケーションする方法を身に付けることから、子どもの問題行動を減少させ、そのことにより、養育者の苛立ちが減少し、その結果、ほめる・教えるといった適切なしつけを使えるようになり、子どもとの関係性が改善、よりよいコミュニケーションを強めるといったグッドサイクルを生み出します。

CSPの内容

CSPでは子どもとの関係にグッドサイクルを生み出すための方法として、6つのプログラムがあります。内容は下の表のとおりです。実際のCSPの講座では、6回を2週間くらいあけながら行い、全プログラムを2ヵ月ほどで修了します。

プログラムは、1）復習（前回習ったプログラムのまとめ、1回目は導入）、2）プログラムの紹介（その日取り上げるプログラムの講義）、3）DVDによるモデリング学習（DVDでは良い例、悪い例などの実際がそれぞれのプログラムに応じて収録されており、具体的に学ぶことが可能となっています）、4）ロールプレイ、5）まとめ　といった構成になっています。

プログラムでは、視聴覚教材を用いたモデリング学習とロールプレイを重視しており、経験的な学習が可能となるため、しつけのスキルの習得が容易であるとたくさんの方から支持を得ています。

新教材完成：『むずかしい子を育てるコモンセンス・ペアレンティング・ワークブック』

最後に紹介したいのが、筆者の新刊である『むずかしい子を育てるコモンセンス・ペアレンティング・ワークブック』（明石書店　1,890円）です。

これは、これまで講座に参加してもらわないと体験してもらうことができなかったモデリング学習とロールプレイを、自宅でも体験できるようにした教材です。これまでも、『むずかしい子を育てるペアレント・トレーニング』（明石書店　1,680円）といったCSPを紹介する本は出してきましたが、新しい本のユニークな点はDVDを付けたワークブックにしたことです。DVDを見ることによるモデリング学習、そして、各巻末のワークに取り組むことでロールプレイの効果を狙いました。

CSPの大きな特徴であった経験的な学習が、CSPの講座に参加しなくても可能となったのが大きな特長です。ぜひ、手に取っていただき、その効果を試していただけたらと思います。

ただ、今後もCSPトレーナー養成講座は続けていきます。ワークブックに取り組んでみて、より学びたい、また人に教える立場になりたいと思われる方はぜひ、全国各地で開催されている養成講座に参加してください。

『むずかしい子を育てるコモンセンス・ペアレンティング・ワークブック』と『むずかしい子どもを育てるペアレント・トレーニング』は、全国里親会を通すと定価の2割引で購入できます（ただし、送料は実費負担になります）。ご希望の方は全国里親会事務局までご連絡ください。

コモンセンス・ペアレンティングのプログラムとゴール

プログラム	ゴール
①わかりやすいコミュニケーション（行動の観察と表現）	子どもの行動に対し、抽象的な言葉を使わずに具体的に表現する方法を身につける。
②良い結果・悪い結果（賞・罰）	行動の後の結果（親の対応）に注目し、子どもの良い行動を増やし、悪い行動を減らす方法を身につける。
③効果的な誉め方	効果的に誉める方法を身につける。
④予防的教育法	前もって子どもに言ってきかせる方法を身につける。
⑤問題行動を正す教育法	子どもの問題行動に介入する方法を身につける。
⑥自分自身をコントロールする教育法	子どもが感情的になって反抗したり、泣き叫んだり、すねたりといった親子の緊張が高まる場面での対処方法を身につける。

山形県里親会を訪ねて

▲向かって
左上から、後藤さん（里親推進員）、有川さん（チェリーセンター長）、
左下から、鈴木さん（副会長）、草野さん（会長）、高橋さん（副会長）

今年度の全国里親大会は山形県で行われます。今回は、その主催者である山形県里親会を訪問しました。取材に応じてくださったのは、会長の草野恵子さん、副会長の高橋裕美さんと鈴木律子さん、子ども家庭支援センター（児童家庭支援センター）「チェリー」のセンター長・有川洋一さん、「チェリー」の里親推進員・後藤弘子さんです。子ども家庭支援センター「チェリー」は児童養護施設「寒河江（さがえ）学園」附設のセンターです。「チェリー」では、県から子ども家庭支援センター業務と里親支援業務を別予算で委託されており、後藤さんは里親支援業務を中心に行う専門の里親推進員として勤務しています。（三輪清子）

◆主な行事、取り組み

山形県里親会の主な行事としては、総会、クリスマス会、自主研修会、里親サロンがあります。広い山形県内では、そう頻繁に行き来もできないため、そうした行事を子どもたちも楽しみにしているということでした。

また昨年度は、里親制度の啓蒙活動の一環として、保育士養成を行っている短期大学で、草野さんと後藤さんが出前講座を行いました。実際に、保育園や幼稚園の先生になったとき、里親への理解があることは、子どもを預ける里親にとって大きな助けとなります。そういった意味で、学校の先生などにも里親についての理解を促進していきたいと考えているそうです。

◆里親会をめぐる環境

山形県里親会の特色は、里親同士、また周囲の機関と仲がいいところだそうです。里親同士お互いをよく知っており、とても良い雰囲気で里親会に参加しているといいます。また、県・児童相談所・子ども家庭支援センターの「チェリー」、県内の児童養護施設とも、良い関係を築いているとのことでした。「県や児童相談所、チェリー、施設の職員は、里親のことをとても好意的に見てくださっているのが伝わってきます」と草野さんはおっしゃっていました。

●山形県

県主管課は、親身に対応してくれ、具体的な事務は里親会で行っているものの、対外的な事務局としてお世話になってきたとのことでした。3年前、現在の知事・吉村美栄子さんが「ほのぼのトーク」という知事活動の一環として、里親会と面会をし、直接「頑張ってください」と励ましてくれたといいます。

里親委託推進会議、山形県自立支援ネットワーク会議などの各種会議、また児童養護施設協議会の研修会にも里親が参加しており、そうしたことからも、里親たちは、県や児童相談所が、里親を社会的養護

山形県里親会のデータ

登録里親数	78世帯
児童受入里親数	19世帯（ファミリーホーム2世帯）
委託児童数	32名
里親会会員数	48世帯
里親会加入率	61.5% （里親登録世帯のうち、里親会に加入している世帯の割合）
里親会年会費	委託・未委託里親2000円 賛助会員1000円
主な活動	総会、クリスマス会、自主研修会、里親サロン、各研修参加など

を担う大切な仲間として認めてくれていると感じています。

山形県には、里親支援のサポーター制度があります。これは、登録している里親サポーターが里子を預かり、県がその預かり時間分の賃金を負担してくれるという制度です。サポーターは里親に限らないために、近隣や知り合いの人にお願いできるというメリットがあります。子どものことや里親家庭のことを知っている大人のほうが子どもが安心するため、利用しやすいといいます。

●児童相談所

里親推進員の後藤さんによると、児童相談所は要保護児童の措置先として、まず里親を考慮に入れているといいます。でも、地域の問題（子どもの実親の家からの距離）や性別の問題（すでに里親宅に委託している子どもとの兼ね合いの問題）などの諸事情を考慮すると、里親に措置できないこともあるそうです。また、実親の同意がないと里親に措置できないという問題は大きいようです。

山形県では、いわゆる「不調」といわれるような措置変更は少ないのですが、全くないわけではありません。ただ、本当に対応の難しい子どもを里親に丸投げということはみられず、「児童相談所もちゃんと考えてくれている」と草野さんは感じています。

●児童養護施設との交流

児童養護施設への訪問や交流も年２回ほど行っています。「チェリー」の後藤さんは「里親さんの顔が見えると、施設も家庭体験事業などをお願いしやすくなるんですよ」と話していました。

児童養護施設の職員は、児童養護施設も里親も社会的養護を受ける子どもたちを養育しているという共通点から、養育相談の対応をはじめ、奨学金、措置費など、里親が戸惑うことの多いさまざまな手続きや書類の書き方のノウハウについても、積極的に教えてくれようとしています。

●子ども家庭支援センター「チェリー」

「チェリー」では養育の技術的な助言、支援、時には児童相談所との仲介の役割を引き受けています。里親会にとっては、「チェリーができたのは大きかった」と草野さんは言います。児童相談所の職員はどうしても異動が多くなりますが、「チェリー」なら、あまり異動がない、また施設附設の利点を生かし、土曜日も開所し、緊急の場合、電話には24時間施設の職員が対応してくれます。心理士も配置されているので、立ち寄った時に話を聞いてもらえるという利点もあります。

「里親になる人って、我慢強いと思うのよ」と草野さん。「でも、だからこそ抱え込まないで相談してほしい」と後藤さんは訴えていました。

◆山形県里親会の今後の課題

今後の課題として、草野さんは、「いろいろな事情を背負っている子どものことを考えると、里親ひとりひとりの養育の力がついてきているのかという課題はあります。また、里親会や里親は周囲の機関に支えられている部分が大きいと思います。個人的には、里親が自分自身で高めたり、自分たちを守ったりしていく必要性があるのではと思っています。里親ひとりひとりがどのような子どもと出会おうとびくともしない力をつけること。そのために今できることは、里親会の力をつけるということ。そこからスタートして、県内の里親と子ども達が少しでも楽しく暮らしていけるように、そして、子ども達が将来社会で自立できるように、お手伝いができればいいなと考えています」と語っていました。

◆全国里親大会

全国里親大会については、山形の秋の味覚満載で「おいしい」全国里親大会にしたい、震災の後だからこそ伝えられることがあるのではないだろうか、などアイデアを出し合っているところです。

里親会の会員数はあまり多くありませんが、県、児童相談所、「チェリー」が手伝う意向を示してくれています。

全国里親大会

日時　2012年10月6日（土）PM～
2012年10月7日（日）AM　＊詳細な時間は未定

場所　天童ホテル（山形県天童市＊天童は将棋の駒の産地です）
＊希望すれば宿泊も可

概要　表彰式、行政説明、全国里親会説明、レセプション
＊基調講演かパネルディスカッションにするかは、未定
＊分科会は４～５つを計画中

全国里親大会が行われる会場予定の「天童ホテル」

ケースワーカーは里親と子どもの伴走者

家庭養護促進協会は、里親及び養子縁組の支援機関として長い歴史を持っています。前号（91号）では、神戸事務所が半世紀にわたって続けている「愛の手運動」を紹介しました。「愛の手運動」は、子どもたちに里親を求める市民活動で、新聞やラジオを活用しています。今号では、里親支援機関としてどのような活動をしているのか、主任ケースワーカーの米沢普子さんに具体的な活動内容を教えていただきました。（村田和木／ライター）

イラスト・丘あつし

❖ケースワーカーの役割

神戸事務所のスタッフは現在６人です。大半が社会福祉士の資格を持ち、ケースワーカーとして相談業務に携わっています。

新しく里親になりたい人、養子縁組をしたい人には里親認定の前に家庭訪問を行い、じっくりと話を聞きます。米沢さんたちが大事にしているのは、それぞれの生い立ちの中で持っている考えをていねいに聞くこと。それが、委託候補の子どもとのマッチングを考えるときに参考になるからです。

子どもを委託された後は、最初に家庭訪問をしたケースワーカーがその家庭を支援していきます。

「最初から関わっている人のほうが、里親さんも相談しやすいと思うんです。その家庭のいろいろな事情をわかっていますから、里親さんもいちいち説明しなくてすみます」（米沢さん）

ケースワーカーは、子どもにも大事な存在です。「子どもにとっては、お母さんの友人のようだけど、自分にも関わってくれる人でしょうね。里親さんだけでなく、子どもが自分の意見を言えるように支えていく必要があります」（米沢さん）

米沢さんは「里親さんが苦しい状況になったからといって、ケースワーカーがその“荷物”を全部、肩代わりに持ってはいけない」と話します。

「里親さんにもプライドがあり、自信を持って子育てをしています。ケースワーカーが肩代わりしてしまうと、里親さんのプライドが傷つきますし、自分の役割ではないと思ってしまいます。要保護児童を育てていくには、里親さんが中心になりつつ、学校の先生や近所の方など複数の大人が関わることが必要です。年齢の高い子どもの場合、地域を巻き込んで解決していくのがいいですね」（米沢さん）

米沢さんたちの悩みは、もっと家庭訪問に行きたいのに、なかなかその時間がとれないこと。

「養育の課題が見えてきた時点ではなく、日頃からもっと頻繁に話を聞きに行きたいのですが……。いまは、ケースワーカーがもう１人必要だと思っています」（米沢さん）

❖よいマッチングのために

里親委託を成功させるために非常に大事なのが、子どもと里親のマッチングです。「よいマッチングをするためには、子どもの数の何倍もの里親候補者が必要です」と米沢さんは話します。

「以前に比べて、ネグレクト（養育放棄）や発達障がいの子どもたちが増えてきています。そういう子どもたちに対して、理解は深まってきましたが、社会はまだ決して寛容とは言えないです。昔は『ゴンタな（困った）子やなぁ』で済んでいたのですが……。協会はマッチングに慎重すぎると言われることもありますが、特徴を持った子どもだとわかったうえでお願いするのは、大変なことです。

里親希望者が少ないと十分なマッチングが考えられません。ですから、新たに里親になってくれる人を開拓するリクルート活動はとても大事です」（米沢さん）

❖サロンは里親の相互支援の場

家庭養護促進協会では、以前から仲間同士のつながりを大切にしてきました。現在の里親サロンは平

成15（2003）年から始めています。対象は、委託後間もない人たちや低年齢の子どもを預かっている人たち。数人の里母たちがお世話係となって、サロンの運営を担い、子育て情報を提供しています。

「里親はどれだけいろいろなことを知っているかが養育の助けになりますので、情報提供は大事です。ただ、ベテランの方がお世話係だと、小さい子どもを育てている里親さんが委縮してしまうということも聞きます。ですから、参加者より少し先を歩いている人、そして自分の経験を押しつけるのではなく、相手の話も聞ける人がいいですね。

里親さんから、『サロンでも聞いていたから』という発言をよく聞きますので、サロンが問題解決の場になっていると思います。

また、サロンの仲間は子どもの成長を一緒に喜んでくれます。新しく子どもを受けた人にはぜひ参加してほしいし、難しい子を育てている人にはサロンで息抜きをしていただきたいです」（米沢さん）

サロンに参加するためには、保育があって子どもを安心して預けられることが大事です。

神戸事務所では保育ボランティアを一般から募集し、養成講座を行っています。ボランティアの中には元保育士の人もいて、地域の子育て情報（耳寄りな話）を教えてくれるそうです。

❖寄り添い続けることの意義

民間の里親支援機関の特長は、ケースワーカーが数年で異動したりせずに長く続けられることです。協会には、養子や里子になった子どもが大人になってから、「自分の生い立ちを知りたい」と訪ねてくることもあるそうです。そのとき、幼い自分を覚えている人がいてくれたら、どんなに安心するでしょう。

何より、うまく行かなかったケースも含めて、支援のノウハウを積み重ねていくのはとても重要なことです。家庭養護促進協会のような民間の里親支援機関が増えていくことを願っています。

▲主任ケースワーカーの米沢普子さん

主な活動内容

Ⅰ “愛の手を”運動の実施

「愛の手運動」への申込者だけでなく、養子縁組を希望する人たち、情報を得たいと希望している人たちを広く募り、年３回、２日間の講座を開く。

Ⅱ 研修とレクリエーション

●**里親家庭のための研修**
現在、子どもを養育中の里親および養親を対象に開く研修会。
- 「養子制度の説明会と子育て研修会」制度や法律の説明だけではなく、広く養育についての理解を深める。
- 「真実告知」研修会
- 里親のための養育スキルアップ講座

●**里親家庭のためのレクリエーション**
- ぽんぽこキャンプ(毎年８月､2泊３日)
- 新春初笑い大会（毎年1月の第２日曜）

●**里親サロンの開催**
里親支援事業のひとつとして、就学前後の子どもを養育中の里親を対象に、毎月１回開いている。

Ⅲ 里親希望者のための研修会の開催

●**養育里親基礎研修**
養育里親を希望する人を対象に、年に４回開催。受講修了者には協会から修了書を交付し、その後、施設での半日の実習を行う。

●**養育里親認定前研修**
基礎研修を受講した養育希望者を対象に、年に３回程度実施。内容は、２日間の講義と２日間の養育実習。修了者には協会から修了書を交付する。

●**養子を育てたい人のための講座**
講座を開催。子育てに役立つ内容にして、里親家庭や地域の子育て家庭にも参加してもらう。

●**保育ボランティアのコーディネートと一時保育環境の充実**
研修やサロン、里親たちのグループ活動に保育ボランティアを提供し、そのためのコーディネートを行っている。

Ⅳ 季節里親・週末里親の促進事業

●**季節里親・週末里親の募集と説明会**
「季節里親・週末里親」とは、児童養護施設の入所児童と定期的に交流を続けるボランティアの里親のこと。広報のためのチラシや小冊子、パンフレットを作成し、説明会を開く（年１回）

●**季節里親・週末里親の交流会**
相互の情報交換や交流を目的に、年１回開催。

Ⅴ 専門里親研修

Ⅵ グループぽんぽこの活動

中学生・高校生の里子や養子を中心にしたグループ。夏のキャンプや初笑い大会などの行事を中心に企画を立て、行事ではリーダーとして活動する。

Ⅶ 子育て支援

●**子育てを楽しむ親子講座**
里親家庭と一般家庭の交流や、親子での共同創作活動の体験を目的とする。

●**保育ボランティアの養成と家族支援講座**
協会で保育ボランティアとして活動できる人たちを募集し、養成のための

Ⅷ 里親・養子縁組相談支援事業

里親制度や養子縁組に関する情報提供とカウンセリング等を行っている。

Ⅸ 啓発・広報活動

●**里親制度をすすめるための講演とシンポジウム**
一般市民を対象に、毎年10月に開催。

●**里親出前講座のコーディネート**
神戸市里親会の有志が大学の学生や民生･児童委員の集まりで体験談を語る。

●**機関紙「はーもにい」を年４回発行。**

Ⅹ 活動資金を得るための活動

●**神戸新聞上で広告キャンペーンを実施。企業､団体､大学等へ“愛の手運動”への協賛を呼びかける。**

●**バザーの実施**

●**チャリティ映画会の実施**

Ⅺ その他

●**調査や出版事業**

東日本大震災によって、親を失った子どもの里親となった「親族里親」をめぐる実情

山田 幸恵さん（岩手県立大学社会福祉学部講師）

東日本大震災から1年が過ぎました。この「里親だより92号」がみなさまのお手元に届く頃には、東北の被災地でも2度目の“春”を実感できる気候になっていることと思います。私は、臨床心理学の研究者で、臨床心理士です。臨床心理士とは、臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、人間の“こころ”にアプローチする“こころの専門家”です。

私は岩手県立大学に勤務しており、昨年の東日本大震災以降さまざまな支援活動を行っています。その支援活動の中心は“こころのケア”です。今回は、岩手県里親会の親族里親等支援研修交流会やその他の支援活動を通して知ることができた、被災地の親族里親の実情についてみなさまにお伝えしたいと思います。

1 東日本大震災の被害

2011年3月11日午後2時46分に太平洋三陸沖を震源とする大きな地震が発生し、それに続き、東北から関東の太平洋岸は大津波にも襲われ、沿岸部においては人命、住まい、財産、生活、馴染んだ地域の風景の喪失に直面しました。3月11日以降の地震の被害も含めると、死者は全国で15,000名を超え、行方不明者も未だ3,000名以上にのぼります。これほどまでに多くの方が亡くなりました。その中には子どもを持つ親御さんもいらっしゃいました。2011年10月末時点で、岩手・福島・宮城の3県で240名の震災孤児が確認されています。岩手県では93名が震災孤児となりました。この93名の子どもたちは、すべて親族に引き取られています。

2 震災による里親と一般的な里親との違い

今回の東日本大震災により里親や里子になった方には、これまでの一般的な里親や里子とは大きな違いがあります。

それはなにか、まずは里子から考えてみましょう。今回の東日本大震災で“突然”親を失った子どもたちは、本人自身が東日本大震災を経験した被災者であり、トラウマティック・ストレスの状態にあるだけでなく、親との死別による悲嘆の状態にあります。それと同時に、親族とはいえ、新しい家族との生活という課題に直面したのです。

最も大きな違いは里親でしょう。これまでの里親は自分自身が里親になることを希望し、その準備を重ねてきた方々です。しかし、今回の震災による親族里親は、自分が里親になるなど夢にも思っていなかった方々なのです。準備をする余裕も、心構えもなく、里親となりました。さらに、ほとんどの親族里親が被災者であり、里親自身がトラウマティック・ストレスの状態にあり、里子の親、つまり自身の親族との死別による悲嘆の状態にあるのです。

里子も里親も東日本大震災を期に、それまでの生活が一変してしまったのです。生活の基盤を立て直すということに加え、新しい家族をつくりあげていくことになりました。里子に対してだけではなく、里親に対しても、トラウマティック・ストレスや悲嘆という観点からのケアが必要になってきます。

ここで少しトラウマティック・ストレスと死別による悲嘆について書かせていただきます。

〈トラウマティック・ストレス〉

トラウマティック・ストレスとは、命の危険を感じるような出来事を経験した、あるいは目撃したことによる、非常に強いストレスです。東日本大震災は、まさに命の危険を感じる出来事だったといえるでしょう。トラウマティック・ストレスは、身体的な反応だけではなく、考え方や感情、あるいは行動など、様々な変化をもたらすことが知られています。例えば、急に体験を思い出して恐怖感に襲われたり、大きな音などに敏感になってしまったり、逆に感情を感じにくくなったりすることがあります。

また、体験した出来事を思い出させるものを避けたり、自分や人が信じられなくなったり、生き残ってしまったことに罪悪感を感じたりすることもあります。子どもの場合であれば、うまく自分の状態を言葉にすることができないために、お腹が痛い、頭が痛いというように体の不調としてあらわしたり、赤ちゃん返りをしたり、悪夢を見たり、攻撃的になったりすることもあります。このような反応はトラウマティック・ストレスという異常事態に対する、人間の正常な反応なのです。多くの反応は時間経過とともに軽減しますが、時間がたっても反応が残る場合もありますし、日常生活に支障をきたすほどの強い障害となることもあります。それが、外傷後ストレス障害（posttraumatic disorder: PTSD）です。トラウマティックな出来事を経験するとみんなPTSDになるというわけではありません。ほとんどの人は回復します。一方で、トラウマティック・ストレスは、うつや不安といったその他の問題を引き起こすこともあります。これらの不調は対人関係をうまくいかなくしてしまったり、家に引きこもりがちになってしまったりと、社会的な問題を引き起こすこともあります。そのため不調が長引く場合には、専門家の支援が必要になります。

〈悲嘆〉

悲嘆とは死別に対する情緒的反応であり、喪失（大切なものを失ってしまったこと）に対する自然で正常な反応です。身体的な不調だけではなく、考え方や感情、あるいは行動などの変化があらわれます。例えば、悲しみ、不安、怒り、混乱といった様々な感情、「自分が悪かった」といった自責感、死んでしまったことを認めないといったことや、引きこもり、他者を拒否する、攻撃する、といったことがあげられます。子どもの場合などは、「自分が悪い子だったから」あるいは「自分は捨てられた」と考えてしまったり、不登校や非行といった社会的な側面での問題も出てくることが知られています。

また、悲嘆は個人差が大きいことが知られています。亡くなった人との関係性によっても違いますし、その人の性格によっても、悲しみを表現する人、逆に悲しみを表現しない人、とわかれます。亡くなった人について話をしたい人もいれば、亡くなった人のことを思い出すと辛くて仕方がないので話したくないという人もいます。同じ家族の中でも悲嘆は異なりますし、その表現の仕方も異なります。そのために、家族関係がうまくいかなくなってしまうことがあるのです。

悲嘆は死別に対する正常な反応ですが、苦しいほどの悲しみが続いてしまったり、生活に支障が出てきてしまったりしたときには、専門家の支援が必要になります。

3 親族里親の実情

里親自身が住居を津波に流され、仮設住宅での生活を余儀なくされている里親家庭もあるのが実情です。親族とはいえ、ただでさえせまい仮設住宅で、新しい家族をつくっていくご苦労は計り知れません。仕事を失ってしまった方もいます。そのような中で里親家庭の生活再建がなされています。そして、1年がたったとはいえ、被災地の状況はまだまだ変わりません。瓦礫の中を通勤する里親や、学校の窓の外を見たら瓦礫の山という里子も多くいます。そのような光景をいやおうなしに毎日見続ける生活が続いています。被災地には日常にも大きな心理的ストレスがあるのです。

親族だからこその大変さもあります。震災前は祖父母と孫の関係で仲良しだったとしても、里親里子の関係になりうまくいかないことも出てきているようです。祖母として親を失った子が不憫でつい甘やかしてしまったり、孫としては急に親としての対応をする祖父母を受け入れられなかったり、といった親族ゆえの複雑さもあります。また東日本大震災というあまりに急な出来事で里親になったため、親族とはいえ里子のこれまでの生育の経緯がよくわからず、どうしていいかわからないといった悩みもあるようです。

4 おわりに

親族里親へは、様々な観点からの支援が必要だと思います。これまでの里親支援も役に立つでしょう。しかし、トラウマティック・ストレスや悲嘆といった観点からの、臨床心理学的な支援も必要だと考えます。里親さんも一人で抱え込まずに、ご相談いただければと思います。そのためにも、里親会、児童相談所、臨床心理士、さまざまな支援者が、里親さんのニーズに合わせて支援ができる、そんな体制をつくることができたらいいのではないかと思います。

WE HAVE MADE CRANES AS OUR WAY OF SAYING THAT WE ARE THINKING OF YOU

東日本大震災で被災した皆様に

オーストラリアから4930羽の鶴が届きました！

昨年7月、カナダのヴィクトリアで開催されたＩＦＣＯ（International Foster Care Organization 国際フォスターケア機構）の世界大会で、全国里親会は会場内にブースを借り、被災した里親家庭のために千羽鶴を折るプロジェクトを行いました。

西オーストラリアで、里親支援機関「ウォンズリー（Wanslea）」を運営しているスティーヴン・ランド（Stephan Lund）さんはこのプロジェクトに共感し、地元（パースの西15ｋｍにあるスカボロービーチ）に帰ってから、小中学校や教会、里親家庭に鶴を折ることを呼びかけてくださいました。

今年1月中旬、全国里親会事務局に４つの大きな段ボール箱が航空便で届けられました。そこには折鶴がぎっしりと詰められ、その数なんと4930羽！　鶴の大きさは大小さまざま、折り方も紙の質も個性豊かで、ひとつひとつに想いが込められています。

「WE HAVE MADE CRANES AS OUR WAY OF SAYING THAT WE ARE THINKING OF YOU（私たちは皆さんへの想いを伝えたくて、鶴を折りました）」など、温かなメッセージが綴られたノートや子どもたちが描いたイラストも入っていました。

このたくさんの千羽鶴とメッセージは、8月25、26日に宮城県仙台市で開催される日本ファミリーホーム協議会の全国研究大会のメイン会場で飾られることになっています。　（村田和木／ライター）

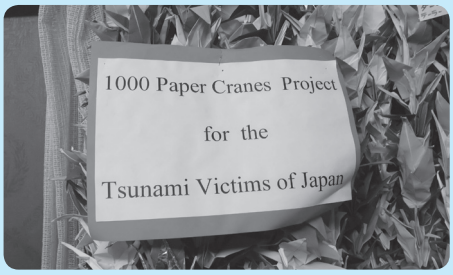

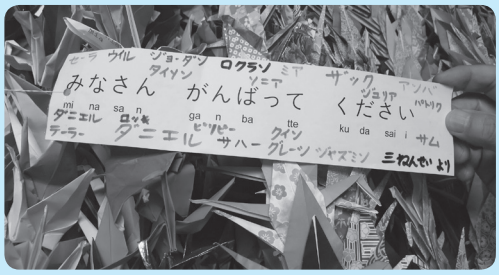

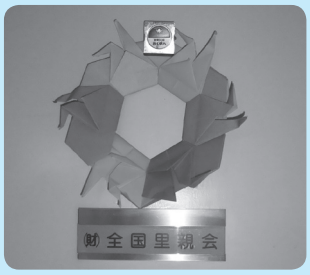

大分県が独自に交付する「里親登録証」

谷本 幸子さん（大分県中央児童相談所 里親担当主任）

大分県の里親委託の状況

本県では、平成14年度から本格的に里親委託に取り組みはじめました。児童福祉関係者は、里親、児童養護施設、行政といった、それぞれの枠組みを超えて、子どもの最善の利益を確保するために皆でコラボレーションしていこうという思いのもと、社会的養護の一層の充実を目指しています。

平成23年度末の里親等委託率は25%。平成24年度からは、県内の児童養護施設４施設、乳児院１施設に里親支援専門相談員（国の制度）が新たに配置されています。さっそく、児童相談所のケースワーカー（児童福祉司）、里親担当職員と一緒に家庭訪問を行い、「まずは顔つなぎから」ということで始動したところです。

交付に至った経緯と必要性

当県の福祉保健部では“現場主義”をモットーとし、職員は福祉現場に足を運び、県民と直接対話する中で、必要な施策をとるよう指示されています。

これは部長自らが率先して実施しており、平成23年２月、福祉保健部長と担当課の職員が里親サロンに参加しました。サロンの中では、里親の皆様から、日々の里子との暮らしの様子や里親の喜び、悩み、課題などをお聞きしました。その中で、市役所で里子の転入手続きや転校の手続きなどをする際、里親としての身分を証明することができずに長時間待たされたり、里親制度を理解してもらえなかったりするので困る、というお話がありました。サロン終了後、部長から指示があり、帰庁後、すぐに着手しました。

当県ではそれまで、里親登録時に「里親認定通知書」というA4サイズ（厚紙）の認定通知書を交付していました。これでは持ち歩きに不向きです。そこで、財布に入るような名刺サイズ（縦5.5cm×横9.0cm）の里親登録証を交付することになりました。なお、里親登録証は、里親認定通知書とは別に交付しています。

交付内容

種　類　①養育里親登録証　②養子縁組里親認定証があります。

記載内容　表面には里親の住所、氏名、生年月日、登録番号、登録年月日、有効期間、交付年月日を記載し、知事印を押印しています。裏面には里親の根拠法（児童福祉法第６条の３）を記載しています。

仕　様　市販の名刺印刷用紙（A4で10枚印刷可能）を利用し、ラミネート加工をします。

ポイント　知事印を押印することです。知事印は身分証明に効果絶大です。

効果

たとえば、ある里親さんからは、里子が事件を起こして警察沙汰になり、警察署に出向いた際に里親登録証を提示したところ、子どもと里親の間柄、関係性をすぐに理解していただき、スムーズに対応してもらえたという話をお聞きしました。

市役所でのさまざまな手続きや保育所、幼稚園、小中学校に入学するときにも、公的な身分証明があることにより、社会的な信用度が高まり、里親という立場を比較的簡単に理解していただけた、というエピソードが多数寄せられています。

さいごに

全国の行政の担当者の皆様、里親登録証は予算措置がなくてもできる、里親支援のひとつです。里親の身分証明が第一義的な目的ですが、里親制度がまだまだ社会的に根付いていないわが国では、公的な身分証明をすることで、社会に対する里親制度の普及啓発にもつながるのではないでしょうか。

里親は、公的に認められた立場であり、子どもたちを守り、支え、ケアするという重要な役割を担っています。そのような里親の皆様に、嫌な思いを抱かせることなく、胸を張って「わたしは里親をしています」と言っていただくために里親登録証は必要です。

家庭で暮らすことができない子どもたちの利益のため、また、里親制度の推進のため、ぜひ皆様の自治体でも、里親支援、里親制度の普及啓発の一環として、里親登録証の交付をご検討いただきますようお願いします。

連絡先　大分県福祉保健部こども子育て支援課
電話　097-506-2707

● 養育里親登録証 ●

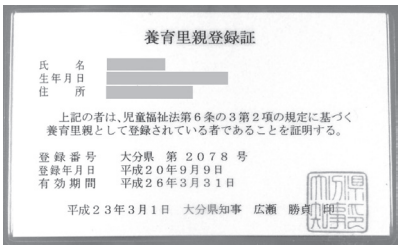

養育里親登録証

氏　　名
生年月日
住　　所

上記の者は、児童福祉法第６条の３第２項の規定に基づく養育里親として登録されている者であることを証明する。

登録番号　大分県　第２０７８号
登録年月日　平成２０年９月９日
有効期間　平成２６年３月３１日

平成２３年３月１日　大分県知事　広瀬　勝貞　印

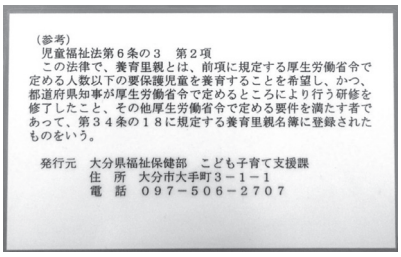

（参考）
児童福祉法第６条の３　第２項
この法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したこと、その他厚生労働省令で定める要件を満たす者であって、第３４条の１８に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。

発行元　大分県福祉保健部　こども子育て支援課
住　所　大分市大手町３－１－１
電　話　０９７－５０６－２７０７

里親委託を離れる若者への援助

イギリスの個別自立援助員と支援下宿制度

津崎 哲雄さん（京都府立大学公共政策学部教授）

■はじめに

近年、<自立支援>とか<自立援助>というクールな言葉が常用されていますが、「自立」をself-reliance＝自恃（じじ、自分にたのむこと）と思い込ませる傾向があるような気がしてなりません。

児童に限らず、自立とは「必要な援助を受けつつ独立して暮らせること」です。しかし、障がい者自立支援法を持ち出すまでもなく、公的援助を制限し、個人責任を強調する姿勢が見えかくれしています。そうした「自立支援」観に基づく無策・放任の下、施設養護を離れた若者の暮らしに**「……鳥取県の少年院では50%が児童養護施設にいた子どもだそうです」**（前田佳寿美 『季刊児童養護』全養協42巻3号）のような現実があることは少しも不思議ではありません。

とはいえ、これは施設の問題と里親はたかをくくっていられるでしょうか？　里親委託では、若者のその後を把握しているでしょうか？　この鳥取県の少年院に里親家庭で育った少年はいないのでしょうか？　昨年末に出された厚生労働省の通知「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」は、こうした「自立援助」観に基づく国家的ネグレクトに対する反省が反映されている気がします。

今回は、この種の問題に「個別支援法」を定め、過去20 年ほど取り組んできたイギリスの施策を紹介します。

■イギリスにおける専門機関

この分野での日英の最大の違いは、若者への自立援助を統括する自治体専門チームや、自治体・NPO法人・当事者を支援する公的機関があるかどうかです。前者は自治体児童サービス部のリーヴィングケア・チーム、後者は全英社会的養護経験者援助機構（NCAS）と呼ばれており、双方とも大人期移行に際し、若者が直面せざるをえない諸問題への予防と対処を行う専門機関です。ここでは、

質問

里子が18歳になりました。彼の個別自立援助計画では、その後もしばらくは私のもとで暮らすことになっていました。ところが、2ヵ月後に担当ソーシャルワーカーが変わり、新しいソーシャルワーカーが彼を民間非営利の住宅福祉団体が提供する住居に移してしまいました。この措置に彼は納得できず、私のもとに舞い戻ってきました。このような場合、どのような実際的援助が自治体から期待できるか教えて下さい。

回答

2000年児童リーヴィングケア法（社会的養護を離れる（た）若者の総合援助法）により、この若者は「直近に社会的養護を離れた者」としての法的地位にあり、次のような援助を受けられます。

- 個別自立援助員（Personal Adviser）を割当てられ援助されること。
- 個別自立計画（Pathway Plan）の見直し（少なくとも6ヵ月ごと）を受けること。
- 就業･高等教育等･職業訓練に入れるよう援助されること。
- その他の全般的援助を受けること。
- 高等教育等における長期休暇の際に住居を確保されること。
- （権利保障のための）代理人手続きを利用すること。
- 所管自治体が所在確認のために接触しなければならないこと。

このケースでは、ソーシャルワーカーはこれまでの里親委託を支援下宿利用へと転換（foster care conversions to supported lodgings）させることを通じて、あなたと彼を援助すべきでしょう。

若者は18歳（選挙権のある成人年齢）ですので、住宅手当を受けられます。その住宅手当を、彼が支援下宿（の提供者であるあなたのもと）で暮らし続けるための部屋代・家賃に当てます。あなたが引き続き提供する援助（ケア）にかかる経費は、自治体のリーヴィングケア・サービスか地域住民援助基金から出ます。社会的養護を離れる若者や他の若者（主にホームレス）のための支援下宿制度は多くの自治体にありますので、どうしたら支援下宿事業者になれるのか、自治体に問い合わせてください。

若者が非就業か低収入なら、所得補助（生活保護）か就業準備手当を受けられます。もし、若者がフルタイムの学生であれば、受けられる諸手当（住宅手当を含めて）は違ってきます。詳しくは市民相談所へ。

NCASの会報に掲載された里親の質問とその回答を通して、２つの制度を紹介しましょう（前のページの下の囲みを見てください）。

■個別自立援助員

若者が世間の荒海にこぎ出すのに最少限必要なのは、交流を続けてくれる信頼できる人物、安全で安心できる住居、そして生活費でしょう。

個別自立援助員は、インケア中の16歳の誕生日から少なくとも21歳（ないし25歳）まで親身になり、ニード・アセスメントに基づく若者の個別自立計画の立案（見直し）と実現を援助します。若者と各種支援制度をつなぐ媒介者であり、多くは現・元職のソーシャルワーカーか里親、もしくは施設職員が研修を受けた上で任用されます。

東京や大阪などで行われた施設退所者調査でも、最も困ったこととして、「自立」後の相談相手不在が真っ先にあげられています。イギリスの個別自立援助員のような人物が若者と確実に関わる体制を敷くことが、この分野における援助の最も基本的な前提になるのではないでしょうか。

自立援助目的の諸制度は、こうした人的支援を得て初めて、若者にとって現実的に利用可能となります。個別自立援助員は、若者の情緒的支援には欠かせない話し相手をつとめるでしょうし、若者の所在を確認し続ける最前線のエイジェントとしても重要です。

■支援下宿

次に、若者の住居はどうなっているでしょうか？

イギリス政府調査では、2007年に里親委託を離れた約1万人の3年後(2011年時点)の住居は、普通のアパートなど42%、実親・親戚の許12%、**支援下宿11%**、半独立・転居準備用住宅10%、施設5%、普通の下宿4%、拘留施設3%、緊急宿泊施設・民宿他3%、他の住居6%、所在不明6%でした。

興味深いのは**支援下宿**で、もし日本にあったら、昨年末の厚労省通知の内容（自立準備の整わぬ若者への措置延長など）を前進させる潜在力にみちた資源です。

支援下宿には、「ホスト」「ケアラー」あるいは「プロヴァイダー」と呼ばれる家主が住んでおり、要援助の16～24歳の若者が数週間から数年（通常は２年）、家主から実際的・情緒的支援を受けつつ、自立準備が整うまで暮らす地域資源です。若年ホームレスの援助と併用する自治体もありますが、全国120ほどの提供組織（自治体がＮＰＯ法人と共同または単独で）が4000～5000軒ほどの支援下宿を提供しています。

支援下宿は、提供組織が募集・研修・認定を行い、独自の利用期間・対象・条件を決めています。認定は里親・養親家庭に準じており、社会的養護を離れる若者や若年ホームレスの地域援助資源として市民権を得、ますます重要性が高まっています。

■むすび

18歳が近づきつつあるのに、あるいは措置延長が終わりそうなのに、このまま社会に出してよいものか懸念せざるをえない受託里子の若者は、少なくありません。里親制度ではカヴァーできない若者のニーズは、イギリスの「支援下宿」のような、元里親家庭に住み続けられる制度をつくって対応すべきではないでしょうか。

隣国の韓国ではイギリスにならい、自立支援専門員制度や社会的養護児発達（進学）口座制度も既にあります。施設からの大学進学率は40%にも及びますが、それでも一般の約半分以下です（金玄珠2012「韓国の社会的養護児童のための自立支援の動向」『世界の児童と母性』72）。日本がもたついている間に、隣国は国際化を着々と進めています。

今回の通知が活用され、若者に必要な援助が積極的に提供されるとともに、現行の措置延長ではカヴァーできない若者のニーズに対応する新しい資源について、考え始めるきっかけになれば幸いです。

なお、イギリスの施策の詳細については、拙稿2012「社会的養護を離れた（る）若者への大人期移行支援」『世界の児童と母性』72　資生堂社会福祉事業財団、2008「イギリスにおけるケアを離れた子どもへの支援制度・実践」『季刊児童養護』全養協　38巻3号を参照してください。

おすすめの映画

少年と自転車

2011年　ベルギー・フランス・イタリア合作　87分
監督：ジャン＝ピエール＆リュック・ダルデンヌ

ホーム（児童養護施設）に預けられた11歳の少年シリルは、約束したが迎えに来ない父に電話をする。しかし「現在使われておりません」の応答しかない。父と暮らした団地に行くが、父は引き払っていていない。探しに来た先生から逃れ、逃げ込んだ診療所にいたサマンサにしがみつき、父に買ってもらった自転車があるはずと抵抗する。だが自転車はない……。

「少年と自転車」は、こうして始まる。

1911年・第64回カンヌ国際映画祭で、ベルギーの監督ダルデンヌ兄弟による「少年と自転車」がグランプリを受賞した。この映画制作のきっかけに、日本の児童養護施設で暮らした少年の話がある。

2003年に監督を交えて日本で開かれたシンポジウムで、「会いに行くと約束した親を、施設でずっと待ち続けた少年」のエピソードが紹介された。私自身も、以前児童養護施設で暮らした方から、小学校時代の話を聞いた。50人ほどいた施設だったが、正月やお盆に帰宅できない、帰る家を持たない子が10人位いた。迎えに来て次々に帰っていく子を眺めながら「さびしい」と感じたという。

さて映画は、サマンサが自転車を取り返し、シリルに届けてくれる。そのサマンサに、シリルは週末里親になってくれるように依頼する。二人は一緒に父を捜し、会いに行くが、父に「もう会いに来るな」と拒絶されてしまう。父に捨てられ、優しくしてくれた少年に認めてもらおうと、強盗をしてしまうシリル。心傷ついた彼はサマンサのもとに帰り、「ずっと一緒に暮らしたい」と申し出る。「いいわよ」の返事。

シリルは、父にも憧れの少年にも心を許してもらえず、心の落ち着きを失う。しかし、シリルを見守っていたサマンサは、彼を信頼し、里子として受け入れてくれ、シリルは落ち着きを取り戻す。自分を認めてくれる人がいる、自分の居場所を提供してくれる人がいることで、心の安らぎが得られる。

この映画で最も印象に残ったこと、それは、少年が住んでいる社会のことである。11歳の少年が、自分の置かれた状況を把握し、週末里親や里親のことが頭に浮かび、行動に移せること。また話を受けた大人とも、すぐ会話が成り立つ社会。制度も社会も違うが、日本の場合、自分を守ってくれる、親代わりの大人を子どもの方から求めることができるであろうか。週末里親や里親のことが浮かぶであろうか。

こうした社会に到達するには時間はかかるが、目指すべき社会の一端を垣間見せてくれた映画であった。

加藤 勝彦

編集後記

●映画「少年と自転車」は、改めて子どもの幸せや、社会が豊かになるために、何が必要かを訴えています。私たちの社会にまだまだ欠けている意識改革や制度改革に向けて、地道な取組みが大事になると思います。（加藤）●「里親及びファミリーホーム養育指針」が３月に国から通知されました。里親に向けた指針ですので、よく読み込んで、里親サロンなどで話題にしながら理解を進めていただければと思います。（木ノ内）●今回の「里親会訪問」では、山形県里親会を訪ねました。今年の全国里親大会は、山形県で10月６～７日に行われます。主催する山形県里親会の雰囲気が伝わると幸いです。（三輪）●今号では、多彩な方々に原稿を書いていただきました。とくに「里親家庭で育った子ども」の嶋田翔太さんの原稿は、多くの人たちに勇気と希望を与えると思います。どのお子さんも自分らしく生きていけますように。（村田）

里親だより　第92号　発行日　平成24年5月21日　発行：公益財団法人 全国里親会
発行人：廣瀬 清蔵　編集人：木ノ内 博道　編集委員：加藤 勝彦・三輪 清子・村田 和木
〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-856　電話 03-3404-2024　FAX 03-3404-2034　http://www.zensato.or.jp/　E-mail info@zensato.or.jp